

2026.2.1/403号



contents

- ◆ 確定申告 節税対策
- ◆ 確定申告必要書類確認シート
- ◆ R8年税制改正 年収の壁見直し 藤嶋司
- ◆ R8年1月から改定 源泉徴収税額の変更
- ◆ 在職老齢年金制度の支給停止額の見直し

確定申告 節税対策

確定申告の時期に来ましたが、税負担が重いと感じておられる方々に所得税の節税方法について今すぐできる節税対策を列挙しておきます。詳細は当事務所にご連絡ください。

確定申告における節税対策には、所得控除や税額控除の活用、経費の適切な計上、青色申告の利用などがあります。これらの方で課税所得を減らし、税負担を軽減できます。

個人事業主向けの節税対策

1. 経費の計上、社宅活用、生命保険加入、減価償却資産の購入、貸倒損失等

- ・家事按分：家賃や光熱費など、事業とプライベートで兼用している費用を事業割合に応じて経費にできます。
- ・少額減価償却資産の特例：30万円未満の固定資産は、一括で経費として計上可能です。
- ・短期前払費用の特例：支払った費用をその年度の経費に前倒しで計上できます。
- ・税金の経費計上：事業に関連する一部の税金は経費として認められます。

2. 所得控除の活用

- ・青色申告特別控除：青色申告を行うことで、最大65万円の所得控除が受けられます。
- ・小規模企業共済：掛金全額が所得控除の対象となり、将来の退職金としても活用できます。
- ・iDeCo（個人型確定拠出年金）：掛金全額が所得控除の対象となり、運用益も非課税です。

3. その他の対策

- ・ふるさと納税：寄附金のうち2,000円を超える部分が所得税と住民税から控除されます。
- ・経営セーフティ共済：掛金が年間240万円、最大800万円経費として計上でき、取引先の倒産や退職金の保全に活用できます。

サラリーマン向けの節税対策

1. 所得控除の活用

- ・配偶者控除、扶養控除：配偶者や扶養親族がいる場合に適用されます。
- ・医療費控除：医療費が一定額を超えた場合に適用されます。
- ・生命保険料控除、地震保険料控除：支払った保険料に応じて控除が受けられます。

2. 税額控除の活用

- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）：住宅ローンを利用している場合に適用されます。
- ・配当控除：株式の配当金などがある場合に適用されます。

注意点

節税は税法に則って行う必要があります。虚偽の申告や脱税は罰則の対象となります。節税のために支出を増やしすぎると、手元の現金が減る可能性もあるため、バランスを考慮することが重要です。

□ 確定申告必要書類確認シート [事業・不動産・一般]

年 月 日

樣

確定申告の際ご用意いただく書類は次のとおりです。

期限前の回収にご協力いただきますよう宜しくお願ひ申し上げます。

なお、ご不明な点などございましたら、担当者までご連絡ください。

【ご連絡先】

税理士法人AIF

TEL 03-3980-2326 FAX 03-3980-2996

令和8年税制改正 年収の壁見直し

令和8年税制改正大綱で基礎控除と給与所得控除の見直しが行われました。

改正の趣旨としては、『物価高への対応の観点から物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げる。』となっています。

・基礎控除

本則部分で合計所得金額2,350万円以下の者について58万円から4万円引き上げて62万円に改正されました。

また、措置法で合計所得金額が655万円以下の者について加算される基礎控除の額が最大で37万円から5万円引き上げて42万円となりました。加算部分は令和8年・9年の時限措置となります。

令和10年以降は合計所得金額132万円以下の者について37万円の基礎控除が加算されます。

基礎控除については、所得税のみの改正になっています。

合計所得金額	令和8・9年
489万円以下	104万円
489万円超655万円以下	67万円
655万円超2,350万円以下	62万円

・給与所得控除

本則部分で65万円から4万円引き上げて69万円になりました。

また、措置法で5万円が新たに加算され、最低保証額が74万円となります。加算部分は基礎控除と同じく令和8年・9年の時限措置となります。

給与所得控除については所得税と住民税の改正となります。

給与収入	令和8・9年
190万円以下	74万円
190万円超220万円以下	(最低保証額)

今回の税制改正により物価高対策として基礎控除の最高額104万円と給与所得控除額の最低保証額74万円を合計した178万円まで引き上げられました。

・扶養控除等の人的控除の要件引き上げ

基礎控除の引き上げに伴い、人的控除も見直されます。扶養親族、同一生計配偶者の合計所得金額の要件が62万円となり、現行の58万円から4万円引き上げられるため、扶養控除・配偶者控除・障害者控除等について注意が必要になります。

所得控除の要件については、所得税と住民税両方が改正になります。

また、令和9年以後のひとり親控除について所得税で35万円から38万円に引き上げられており、住民税では令和10年度以後について30万円から33万円に引き上げられています。

・適用時期

所得税では、令和8年については年末調整から適用され、令和9年からは1月1日以後の給与等の源泉徴収において適用されます。

住民税では令和9年度から適用になります。

今後、定期的に消費者物価指数を参考に基礎控除等の見直しを行う予定となっています。

藤嶋司

令和8年1月から改定 源泉徴収税額の変更

税務署が大変だから代わりにやっている？

源泉徴収とは、会社で働いたり副業で報酬を貰ったりした際に、国に払う税金を支払元があらかじめ天引きして、代わりに支払ってくれる制度です。もし、会社勤めの方が全員自分で税額を計算して直接国に支払うことになれば……、税務署の仕事がものすごく増えてしましますし、給与等を受け取った人の負担も増えることになります。

サラリーマンが税金について気を付けていなくとも、誤りなく納税が済むという反面、税金に対する関心が薄くなる元凶という声も少なくありません。

月々の税額はおおまかに徴収するが

1年間の給与に対する所得税と、毎月源泉徴収する所得税の合計額は必ずしも一致しません。扶養親族の数の変動や、月々の徴収額に加味しない生命保険料等の控除があるからです。この過不足を精算するのが「年末調整」という作業です。

令和7年の源泉徴収額を見てみると、月々の徴収額は令和6年から変更はありませんでしたが、実際には税制改正によって基礎控除等の改定があり、実際の税額が徴収額よりも低い方が多数です。ただ、令和7年中に令和7年の税額変更が決定されたため、月々の源泉徴収額を年の途中から変更するのが煩雑なので「全部年末調整で精算してくださいね」ということになりました。年末の給与支払い時に手取りが多くなった人が多いのではないでしょうか。

令和8年1月から源泉徴収税額の変更

令和8年1月からは、月々の徴収額について、令和7年度税制改正の内容が反映された額となります。このため税制改正の影響を受ける方は令和7年に比べると、月の手取り額は少し大きくなります。

国税庁が発表している「源泉徴収税額表」の令和7年分と8年分を見比べてみると、例えば控除対象扶養親族のいない方で社会保険等控除後の給与の金額が月額35万円の人は、徴収額が令和7年の12,340円に対して令和8年は11,490円で、千円弱の手取り増加となります。

経理担当の方は今のうちに金額変更を把握して、誤りのないように準備しておきましょう。



令和7年は年末一気に。令和8年は月々こまめに。
どっちが好きですか？

在職老齢年金制度の支給停止額の見直し

働きながら老齢年金を受ける在職老齢年金

厚生年金保険が適用される会社で勤務する 70 歳未満の方は年金受給者でも厚生年金に加入します。この場合老齢基礎年金は全額支給されますが、老齢厚生年金は一部または全額が支給停止されることがあります。以前は 65 歳未満の方と 65 歳以上の方の在職老齢年金では異なる仕組みで支給停止額が計算されていました。令和 4 年 4 月から両方同じ仕組みで計算されるようになりました。

令和 7 年度の支給停止額の計算方法

老齢厚生年金の年額の 12 分の 1 の「基本月額」を算出し、毎月の賃金（標準報酬月額の 1 年分）の合計額と賞与の 1 年分の合計額を足し、12 分の 1 で除し「総報酬月額相当額」を出し、年金の「基本月額」と「総報酬月額相当額」の合計が 51 万円以下であれば年金は全額支給されます。51 万円を超えるときは 1 か月当たり下記の金額が支給停止されます。

$$\boxed{\text{「基本月額」} + \text{「総報酬月額相当額」} - 51\text{万円} \times 1 / 2}$$

今後の支給停止基準の額の変更

厚生年金が支給停止となる基準額を、令和 8 年度から、月額 62 万円に引き上げることが予定されています。

その他の支給停止の場合

1. 加給年金が加算されている場合

老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合、加給年金は除いて在職老齢年金を計算します。老齢厚生年金が全額支給停止される場合には加給年金額も全額支給停止になります。

2. 70 歳以降の支給停止

70 歳以降も厚生年金保険の適用事業所に勤務している方は厚生年金加入中の方と同様に在職老齢年金の仕組みによる支給停止となります。

3. 高年齢雇用継続給付による支給停止

雇用保険の加入期間が 5 年以上である 60 歳から 65 歳未満の加入者に対して賃金額が 60 歳時の 75% 未満となった方に最高で賃金月額の 10% に相当する額が支給されるものです。高年齢雇用継続給付を受けると標準報酬月額の 4% が支給停止されます。



令和 7 年度の平均年金額が 14 万円でした。これでは 65 歳以上の高齢者の働く人が増えていきます。年金+給与の合計が 62 万円まででは、年金の減額、停止はありません。詳細は当事務所まで。